

計画運休を口実とした 理不尽な勤務扱いを許すな！

10月12～13日にかけて東海・関東・東北地方を襲った台風19号は、甚大な被害をもたらしました。亡くなられた方へのご冥福をお祈りするとともに、被災した方々にお見舞い申し上げます。

JR東海をはじめJR他社や私鉄各社は、12日の計画運休を発表しました。列車は終日動きませんが、社員は交通手段を駆使したり、前泊するなどして、ほぼ所定に出勤しました。しかし現場では「全面運休で乗務する列車がないから、ノーペイ」だと言う管理者がいます。新幹線運輸職場でも11日泊勤務の社員で、12日は丸1日職場に拘束され、13日退出（2泊3日の勤務）となっても「12日は労働時間にしない」と言う管理者がいます。しかし勤務認証はまったく答えられないのです。

就業規則では、以下の通りになっています。

（災害時等の勤務）

第93条 災害時等に、業務又は待機を命じた時間は、乗務員の勤務の労働時間とする。

2 災害時等に、行先地又は途中において暦日を越えて帰着不能となり、乗務又は便乗しなかった場合で、業務又は待機を命じた時間が1日基準労働時間に満たなかった場合は、1日基準労働時間を勤務したものとする。

乗務員は列車が動かなくても出勤し出勤点呼を受け、乗務出来るよう準備しています。出先地で拘束されるのも計画運休を実施した会社の責任なのです。

問題は、労働時間や乗務員に関わるものだけではなく、年休の強要や一方的な休日の買い上げ、猛烈な雨のなか、交通手段が遮断された状況での出勤強要など、枚挙にいとまがありません。

社員の皆さん理不尽な扱いには「おかしい！」と職場で声を上げよう！